⑵　帯域外漏えい電力探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

掃引周波数幅	設備規則第49条の20第３号において、占有周波数帯幅の許容値として規定される周波数幅
中心周波数	４に示す周波数
分解能帯域幅	300kHz
ビデオ帯域幅	300kHz
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル（バースト波の場合は、ポジティブピーク）
振幅平均処理回数	スペクトルの変動がなくなる程度の回数

⑵　帯域外漏えい電力探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

使用する周波数	条件	掃引周波数帯幅
5,180 MHz、5,200 MHz、5,220 MHz、5,240MHz	占有周波数帯幅18MHz以下	5,140MHzから5,142MHzまで、5,142MHzから5,150MHzまで、5,250MHzから5,251MHzまで、5,251MHzから5,260MHzまで、5,260MHzから5,266.7MHzまで及び5,266.7MHzから5,360MHzまで
	占有周波数帯幅18MHzを超え19MHz以下	5,135MHzから5,142MHzまで、5,142MHzから5,150MHzまで、5,250MHzから5,251MHzまで、5,251MHzから5,260MHzまで、5,260MHzから5,266.7MHzまで及び5,266.7MHzから5,365MHzまで
5,190 MHz、5,230MHz	—	5,100 MHzから5,141.6 MHzまで、5,141.6MHzから5,150MHzまで、5,250 MHzから5,251 MHzまで、5,251 MHzから5,270 MHzまで、5,270 MHzから5,278.4MHzまで及び5,278.4 MHzから5,400MHzまで
5,210MHz	—	5,020 MHzから5,123.2 MHzまで、5,123.2MHzから5,150MHzまで、5,250 MHzから5,251 MHzまで、5,251 MHzから5,290 MHzまで、5,290 MHzから5,296.7MHzまで及び5,296.7 MHzから5,480MHzまで
5,250MHz	—	4,916 MHzから5,099.6 MHzまで、5,099.6MHzから5,150MHzまで、5,350 MHzから5,400.4 MHzまで及び5,400.4MHzから5,584MHzまで